

令和3年度脱炭素社会実現のための都市間連携事業  
委託業務公募要領

令和3年4月

環境省 地球環境局

## 1 事業の目的

平成28年11月に発効し、令和2年(2020年)より実施段階に入ったパリ協定では、中央政府に加えて自治体・都市を含む非政府主体による気候変動を加速させることが掲げられている。また、令和2年9月に開催された「新型コロナウイルスからの復興と気候変動・環境対策に関する「オンライン・プラットフォーム」閣僚級会合」においても、コミュニティに直結する活動を行う地方自治体の脱炭素政策が必要であること、地方コミュニティ主導の開発アプローチが重要であることが確認されている。日本でも、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにし、脱炭素社会を目指すことが宣言され、CO<sub>2</sub>排出実質ゼロを宣言する自治体は300以上にまで急増している。

このとおり具体的な地域の気候変動対策・プロジェクトを検討・実施するうえで、都市や自治体の役割は重要性を増している。世界全体での脱炭素社会の実現に向けては、特に経済成長が著しいアジアにおいて、持続可能な脱炭素社会構築への動きを加速させることが必要であり、社会経済の発展を支える活動の場である都市の脱炭素化・低炭素化に向けて、国際的にも都市の取組を支援する動きが強化されてきている。

また、現下の新型コロナウイルス感染拡大の状況下において、都市は感染拡大関連の課題に対処すると同時に、持続可能な開発を達成するための新たな方策についての再調整や検討を迫られており、都市間の連携による新たな手法、新たな都市の構築が極めて重要である。

本事業では、日本の研究機関・民間企業・大学等が、脱炭素・低炭素社会形成に関する経験やノウハウ等を有する本邦都市とともに、海外自治体等における脱炭素・低炭素社会形成への取組、及び脱炭素・低炭素社会の形成に寄与する設備の導入を支援するための調査事業を公募する。

なお、本公募に係る採択及び契約締結は、当該業務に係る令和3年度予算が成立し、予算の示達がなされることを条件とするものです。

## 2 公募対象

### (1) 対象事業

対象事業は、日本の研究機関・民間企業・大学等が、脱炭素・低炭素社会形成に関する経験やノウハウ等を有する本邦都市とともに、調査対象国・地域・自治体の実情に応じて脱炭素・低炭素社会形成を促進する事業とする。

## (2) 対象分野

対象分野は、省エネルギー、再生可能エネルギー、廃棄物処理、交通インフラ、環境インフラ等とし、各分野における設備導入等を促進するための制度構築支援、フロン回収・破壊等を含む。なお、エネルギー起源二酸化炭素排出削減に資するものであり、かつ、脱炭素・低炭素社会形成を促進する事業であれば、これら分野に限らない。

## (3) 対象国

対象国は開発途上国とし、JCM 対象国及びマレーシアを優先国とする。

## 3 応募資格条件

- (1) 法人格を有していること
- (2) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (4) 環境省大臣官房会計課長から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- (5) 公募要領において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- (6) 平成 31・32・33 年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「調査・研究」、又は令和 01・02・03 年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「調査・研究」において、応募書類等の提出期限までに、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付されている者であること。
- (7) 本邦自治体と海外自治体の間に都市間連携協定及びこれに準ずるものが締結済みであること、又は締結を視野に入れて本事業を実施すること。
- (8) 本邦自治体とコンソーシアムを組成し、支援対象となる海外自治体と連携して取り組むこと。
- (9) 共同で実施する本邦自治体及び、海外自治体からの関心表明レターを取得すること。また海外自治体からの関心表明レターは和訳を添付すること。2ヶ年目以上となる事業については、本邦自治体・海外自治体以外のステークホルダー（将来、案件化した際に国際コンソーシアムメンバーとなる予定の者等）からの関心表明レターを入手していることが望ましい。

## 4 事業期間

事業期間は、3年以内とする。なお、過年度すでに複数ヶ年で採択されている事業においても、当初提案時の残年数分を対象として、委託契約の締結は年度毎に行うことと

し、採択された年度においては、当該年度の実施計画書（業務仕様書）に記載した事業等の実績に応じた支払いを完了させ、成果品を納める必要がある。なお、次年度以降の事業は、年度毎に事業の継続が認められ、かつ、次年度に所要の予算措置が講じられた場合にのみ行い得るものであり、大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じたときは、事業内容の変更、中止等を求めることがある。

令和3年度の契約期間終了日は令和4年3月10日（木）とする。次年度以降の契約期間終了日は各年度の公募要領にて記載する。

## 5 事業対象費用

本事業では、環境省と業務の委託契約を結ぶことにより事業を行う。契約金額（事業費用）の上限目安は応募調査1事業当たり以下のとおり想定する（採択件数は合計で15件程度を想定）。

全地域一律：20百万円/年（税込み）

調査事業の具体的な金額は応募内容を精査の上決定するため、契約金額は、応募者が記載する申請金額と必ずしも一致するものではない。

また、別途環境省が設ける都市間連携事業中間審査会において、事業の進捗、成果等を総合的に評価し、その評価によっては中止、又は減額等の措置をとることとする。

本事業は、応募内容をもとにした業務委託契約に基づいた事業を実施していただくものであり、具体的な対象費用は下記のとおりとする。

経費の区分		内容
直接経費	人件費	委託業務に直接従事する者（業務従事者）の人件費。以下、①～②をいう。 ①業務従事者の給与であって、有給休暇、法定福利費、諸手当（通勤手当、扶養手当、勤務地手当、退職手当）、賞与等を含む。 ②他機関からの出向者の給与
	業務費	委託業務を行うために必要な謝金。以下、①～④をいう。 ①委託業務で実施する検討委員会等の外部委員に対する出席謝金 ②講演会等に招聘した外部専門家への講演謝金 ③個人の専門的技術による役務の提供への謝金（技術指導・原稿執筆・査読・校正等） ④その他委託業務の実施に必要な謝金
	国内旅費	委託業務に直接必要な国内出張に係る交通費、宿泊費、日当等。

	外国旅費	委託業務に直接必要な海外出張に係る交通費、宿泊費、日当、旅行雑費（査証手数料・予防注射料・出入国税・ESTA 手数料等）等。
	会議費	委託業務に直接必要な会議、シンポジウム、セミナー等の開催に伴う飲料費。
	消耗品費	委託業務に直接必要な物品の購入費で、以下①～④ に該当するもの。 ①取得価格 5 万円未満の物品 ②取得価格 5 万円以上であって比較的長期（概ね 2 年）の反復使用に耐えない物品（例：試薬・実験用材料等） ③比較的長期の反復使用に耐えるが比較的破損しやすい物品（例：実験用材料（ガラス製）等） ④ 2 年を限度としてその用を成さなくなる物品（例：定期的に更新される地図データや衛星写真等）
	借料及び損料	委託業務に直接必要な機械器具類等のリース・レンタル料や損料、会議等の開催にあたって必要な会場借料、土地等の不動産の借料など。
	賃金	委託業務に直接必要な業務補助を行う補助員に対する給与。
	通信運搬費	委託業務に直接必要な物品等の運搬費、郵便料、データ通信料等。
	印刷製本費	委託業務に直接必要なパンフレットや検討会資料等の印刷物、報告書の製本等に係る経費。
	雑役務費	委託業務の主たる部分の実施に付随して必要となる諸業務（当該業務に必要な機器のメンテナンス費、速記料、通訳料、翻訳料等） に要する経費。
	外注費	委託業務に直接必要な経費のうち、受託者が直接行うことができない業務、直接行うことが適切でない業務を他者へ委任して行わせるために必要な経費
共同実施費	共同実施費	委託業務を実施するにあたって受託者とともに業務を分担する機関（共同実施者）に対して委託業務の一部を委託する経費。
間	一般管理費	委託業務を行うために必要な経費のうち、業務に要した経費

接 経 費		としての特定が難しいものについて、契約締結時に一定割合で認められる経費。役職員の手当や管理部門などの管理経費、事務所の家賃、光熱水料、回線使用料、汎用文具等に要する経費で委託業務に要する経費として特定することが難しいものの、一定の負担が生じている経費として計上するもの。
消 費 税	消費税	消費税及び地方消費税（10%）

※この他、経費の取扱や精算に必要な書類等については、「環境省における委託業務経費の算出に関する基本方針」（平成31年3月環境省大臣官房会計課）及び地球環境局地球温暖化対策課が定めるマニュアルに準じます。

<http://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/kihon%20houshin20190306.pdf>

積算に当たっては、下記の項目を漏れなく必ず織り込んでください。ただしこの積算対象は令和3年度分のみとします。尚、新型コロナウイルス（COVID-19）による各国の出入国制限等を踏まえ、令和3年度は、渡航ではなく現地コンサルタント等の起用やオンラインによる調査、各種会議体もオンライン開催を前提とします。但し、情勢等の変化により現地渡航が可能となった場合は、環境省担当官と対応方針等について相談することとします

① 成果物（報告書）

日本語版・英語版各150枚程度(含 ワークショップ資料)を想定。

(最終的な枚数の確定は、採択金額に従い環境省担当官と調整のうえ決定する。)

日本語・英語紙媒体各7部、現地語紙媒体1部(環境省より指示のある場合)、電子媒体(DVD-R等)1部

提出期限：令和4年3月10日(木)

② 月次報告(下記項目を含みワード書式とする)

月次レベルの進捗報告、翌月以降の調査・イベント(ワークショップ等)予定

③ 報告会(進捗報告会、中間審査会等)

環境省を想定。4回程度/年(契約締結時、3ヶ月毎)

④ 現地調査及び情報共有等(現地コンサルタント等の活用、オンラインによる情報共有等を想定)

3回程度/年(オンライン配信機材や会場の借料及び損料等を費用計上しておくこと)

※⑤現地ワークショップと合同で実施するよう留意すること。

⑤ 現地ワークショップ(オンライン開催を想定)

1回程度/年(オンライン配信機材や会場の借料及び損料等を費用計上しておくこと)

※④現地調査と合同で実施するよう留意すること。

※環境省主催の政策対話及び他省庁国際会議等（いずれもオンライン開催を含む）との連携を図れるよう留意すること。

⑥ 環境省指定の会議での発表、及び調整対応等

調査対象国内において1回程度／年（調査対象国における国際会議等を想定）（オンライン開催を含む）

※指定する会議確定時に詳細決定。実地開催の場合、可能な限り④、⑤と合同での実施を留意すること。

日本国内において1回程度／年（都内における都市間連携事業に関する会議等を想定）（オンライン開催を含む）

⑦ MRV 案（設備補助事業への申請を検討している場合）

MRV 案については、事業終了時点で環境省からの指示があれば JCM 合同委員会へ提案できるよう英文にてドラフトを準備し、最終報告書英語版に添付すること。

6 審査の実施

募集事業の審査は環境省において実施する。審査に当たっては必要に応じてヒアリングを実施する（オンラインを予定。ヒアリング対象者には書面審査後個別に連絡する）。

前述の「2 公募対象」や「3 応募資格条件」等を満たした応募内容について、以下の評価基準に基づいて応募内容を審査した上で、予算総額の範囲内において選定し、契約候補案件とする。なお、事業の内容、事業費や実施体制等について、協議の上、変更をお願いする場合がある。

	評価基準	審査基準
1	脱炭素社会実現のための都市間連携事業に対する理解度	・ 脱炭素社会実現のための都市間連携事業について理解できているかについて評価する。
2	① 応募事業の実現可能性	・ 応募事業の実現可能性について評価する。過年度からの継続案件については、過年度の進捗、成果等も踏まえて評価する。 （例：マーケットニーズとの合致、同事業取組実績有無、導入技術信頼性、資金調達確実性等）
	② 応募事業の水平展開可能性、先進性	・ 他地域への展開可能性が高く、先進性があると認められるかについて評価する。 （例：潜在的なマーケットポテンシャル有無、競合技術の有無、新技術・高度デジタル技術の活用有無等）

③ 都市間連携による裨益	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応募事業における都市間連携の活用が、対象都市の脱炭素・低炭素化及び関連する SDGs の達成並びに持続可能でレジリエントな社会経済システムへのリデザイン（再設計）の実現に寄与するものかどうかについて評価する。</li> </ul>
④ 出口戦略の具体性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応募事業及び都市間連携の活用を通じて、本事業終了後の事業化を前提に、どのような目標にどのような戦略でアプローチするかが明確であるかを評価する。</li> </ul>
⑤ 応募事業のステークホルダーの妥当性、信頼性(与信)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 想定されたステークホルダーが当該国・都市や地域で応募事業を実施する場合のステークホルダーとして妥当かについて評価する。</li> </ul>
⑥ 応募事業のステークホルダーの関心	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 想定されたステークホルダー（将来、案件化した際に国際コンソーシアムメンバーとなる予定の者等含む）が応募事業に興味関心があり、関心表明レターが取得されているかについて評価する。</li> </ul>
⑦ 応募事業実現時の適用技術への本邦技術の活用可能性、その優位性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応募事業で適用を想定する技術が本邦技術であり、優位性があるかについて評価する。</li> </ul>
⑧ 応募事業の費用対効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応募事業の費用対効果は高いかについて評価する。  4,000 円/t-CO<sub>2</sub>・年以下であれば 10 点  4,001 円/t-CO<sub>2</sub>・年以上 5,000 円/t-CO<sub>2</sub>・年以下であれば 8 点  5,001 円/t-CO<sub>2</sub>・年以上 6,000 円/t-CO<sub>2</sub>・年以下であれば 6 点  6,001 円/t-CO<sub>2</sub>・年以上 7,000 円/t-CO<sub>2</sub>・年以下であれば 4 点  7,001 円/t-CO<sub>2</sub>・年以上 8,000 円/t-CO<sub>2</sub>・年以下であれば 2 点  8,001 円/t-CO<sub>2</sub>・年以上であれば 0 点とする。</li> </ul>
⑨ 応募事業の温室効果ガス削減量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応募事業を実施した場合、実施直後の温室効果ガス削減量が多いかについて評価する。  100,000t-CO<sub>2</sub>/年以上であれば 10 点とする。  50,000t-CO<sub>2</sub>/年以上、99,999t-CO<sub>2</sub>/年以下であれば 8 点  10,000t-CO<sub>2</sub>/年以上、49,999t-CO<sub>2</sub>/年以下であれば 6 点  5,000t-CO<sub>2</sub>/年以上、9,999t-CO<sub>2</sub>/年以下であれば 4 点  1,000t-CO<sub>2</sub>/年以上、4,999t-CO<sub>2</sub>/年以下であれば 2 点  999t-CO<sub>2</sub>/年以下であれば 0 点</li> </ul>

	⑩ 応募事業者のプロジェクトへの参加有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応募事業者（共同応募者含む）は、応募事業が実現する際にプロジェクトに参加する（除 MRV 方法論の策定・プロジェクト設計書（PDD）等の作成）企業であるかについて評価する。 参加企業であれば10点 参加企業でなければ0点とする。</li> </ul>
3	① 配置予定の管理技術者の手持ち業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配置予定の管理技術者の手持ち業務量(除 本業務)は適切かについて評価する。 1件以下あれば5点 2件あれば4点 3件あれば3点 4件あれば2点 5件あれば1点 6件以上あれば0点とする。</li> </ul>
	② 配置予定の管理技術者の適性、及び	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配置予定の管理技術者の技量は適切かについて評価する。</li> </ul>
4	過去における JCM 事業の採択実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 左記業務実績が過去3年以内に1件以上あれば5点とする。</li> </ul>
5	ISO14001、エコアクション21、エコステージ、地方公共団体による認証制度のうち、第三者による環境マネジメント認証取得の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者の経営における事業所（本社等）において、ISO14001、エコアクション21、エコステージ、地方公共団体による認証制度のうち、第三者による環境マネジメント認証取得等の有無、有の場合は認証の名称を記載し、証明書の写しを添付すること。ただし、提案書提出時点において認証期間中であること。又は、現在は認証期間中でないが過去に認証を受けたことがあり、現在事業所（本社等）において環境マネジメントシステムを継続している場合は、過去の認証の証明書及び現在の環境マネジメントシステム設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。</li> </ul>

6	組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況	<p>女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるぼし・えるぼし認定等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラチナえるぼし (※1) 5点</li> <li>・えるぼし3段階目 (※2) 4点</li> <li>・えるぼし2段階目 (※2) 3点</li> <li>・えるぼし1段階目 (※2) 2点</li> <li>・行動計画 (※3) 1点</li> </ul> <p>※1 女性活躍推進法(令和2年6月1日施行)第12条に基づく認定  ※2 女性活躍推進法第9条に基づく認定  なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。  ※3 常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。</p> <p>次世代法に基づく認定(プラチナくるみん認定・くるみん認定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラチナくるみん認定 4点</li> <li>・くるみん認定(新基準※4) 3点</li> <li>・くるみん認定(旧基準※5) 2点</li> </ul> <p>※4 新くるみん認定(改正後認定基準(平成29年4月1日施行)により認定)  ※5 旧くるみん認定(改正前認定基準又は改正省令附則第2条第3項の経過措置により認定)</p> <p>若者雇用推進法に基づく認定(ユースエール認定)  4点</p> <p>※複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により加点を行うものとする。</p>
---	--------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 7 応募に当たっての留意事項

- (1) 契約時に、環境省と調整した実施計画書（事業概要、実施方法・内容、実施体制、スケジュール等を含む）及び経費内訳書を作成すること（本事業に採択された場合には、環境省と業務委託契約を締結することとなります）。
- (2) 実施計画から変更が生じる場合は、環境省担当官と協議を行うこと。万一応募者の責に帰すべき事情により、事業が中止された場合には、中止されるまでに要した経費をお支払いできない可能性があります。
- (3) 本事業の実施期間中において、環境省が求める定期的な進捗状況の報告やヒアリング等への対応、検討会等への参加、広報・啓発事業への協力（国内外での成果発表会等への出席など）及び会計帳票の検査への協力（2回程度/年。事業実施期間後の実施もあり得る。）をお願いする場合があります。
- (4) 採択事業者は応募事業の実施後、委託費の支出内容を明らかにした委託業務精算報告書を環境省担当官に提出していただきます。環境省において委託費の確定後に、精算払請求書を提出していただき、環境省より費用をお支払いします。
- (5) 「8 応募の方法（1）応募書類の書式（応募様式）」の⑤に複数年度の事業計画提出が含まれておりますが、本事業は単年度契約であり、令和4年度以降の契約を保証するものではありません。

## 8 応募の方法

### (1) 応募書類の書式（応募様式）

応募に当たり提出が必要となる書類は以下の書類とします。応募書類の作成に当たっては、所定の様式に従って作成するようお願いいたします。

#### ①受領証（応募者控・環境省控）

必要事項を記入して、各1部提出すること。

#### ②応募様式（別添1）

#### ③調査事業概要（パワーポイント、様式自由、和文・英文A4各1枚）

応募事業の内容、調査の対象となる脱炭素・低炭素プロジェクト、海外都市支援の取組を明確にすること。

#### ④本邦自治体と海外自治体間の支援・協力・案件調査等の取組実績（エクセル、又はパワーポイント、様式自由、和文・英文）

取組実績は自治体間の連携に限らず、国際協力機構（JICA）や経済産業省等の調査活用実績も含めて記載すること。

#### ⑤本邦自治体と海外自治体間の支援・協力・案件調査等の事業計画（エクセル、又はパワーポイント、様式自由、和文・英文）

新規案件は、申請する事業期間の計画は提出必須とするが、2カ年以下の事業期間の場合、3カ年目の計画の提出は任意とする。過年度にすでに複数ヶ年で事業提案をしている案件は、昨年度当初予定と実績が比較できるよう記載したうえで、残

年数分の計画を提出すること。

⑥経費内訳書（別添2）

⑦応募事業概要書（別添3）

日本語版・英語版ともに記載して提出すること。

⑧団体概要（様式任意）

複数の者が共同で応募を行う場合は、各々について、その会社概要がわかる資料を提出すること。

⑨JCM事業採択実績（過去3年以内）（様式任意）

⑩組織の環境マネジメントシステム認証取得状況（コピー可）

⑪組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況（コピー可）

⑫ステークホルダーからの応募事業への関心表明レター及びその和訳（コピー可）

⑬Project Idea Note for the Study（別添4）

応募された事業の概要をパートナー国と情報共有するために、英文で最大3ページまでで作成すること。本様式は、秘密保持に留意しつつ、選定の過程で当該パートナー国の政府職員に共有することがあります。また、パートナー国から本様式について寄せられる質問に対して、回答作成を依頼する可能性があります。

## （2）応募書類の提出方法

応募書類と電子媒体を提出期限（12：00～13：00の間は除く）までに、郵送によって（電子メールによる提出は受け付けません）、環境省へ提出してください。応募書類は、封書に入れ、宛名面に「応募者名」及び「令和3年度脱炭素社会実現のための都市間連携事業」と明記してください。

受付期間以降に環境省に到達した書類のうち、遅延が環境省の事情に起因しない場合は、いかなる理由があっても応募を受け付けませんので、十分な余裕をもって応募してください。また、郵送する場合には、特定記録郵便など、配達記録の残る方法によってください。

提出先：

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 中央合同庁舎5号館3階 環境省地球環境局国際連携課国際協力・環境インフラ戦略室 担当：井上、前田 TEL:03-3581-3351（代表）内線：6708 FAX:03-3581-3423
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## （3）応募に必要な提出物及び提出部数

各書類について、正本1部・副本3部を提出してください。8（1）②～⑬の書類はすべて二穴したうえで、仕切り紙を入れ、タブを付し、タブに資料内容を記載するようお願いいたします。なお、ファイル綴じは不要です。また、書類の電子データ（パンフレット等の参考資料は不要）を保存した電子媒体（DVD-R等）を1部提出してください（電子媒体にも、案件名・応募者名を必ず記載してください）。

- ・添付ファイルは自動解凍ファイル等、圧縮ファイルとせず、電子ファイルの容量自体を極力小さくするような工夫をお願いします。特に図表等を挿入する場合は、十分注意してください。
- ・当該電子ファイルにマクロ等の機能を付与しないでください。このようなファイルは速やかに破棄・削除させていただきます。
- ・また、Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものを提出してください。Windows マシンで展開できない状態で送付された場合は審査の対象となりませんので御注意ください。

(4) 応募期間

令和3年4月6日(火)～令和3年4月26日(月)17時必着  
(12:00～13:00の時間は応募書類の受付は行いません)

9 応募に関する質問の受付及び回答

(1) 受付先

環境省地球環境局国際連携課国際協力・環境インフラ戦略室

E-Mail : [chikyu-kyoryoku@env.go.jp](mailto:chikyu-kyoryoku@env.go.jp)

(2) 受付方法

電子メールにて受け付けます(電話、来訪等による問合せには対応できかねます)。電子メールの件名は、「令和3年度脱炭素社会実現のための都市間連携事業委託業務公募に関する問合せ」とし、御質問と[1]社名、[2]所属部門名/役職名、[3]担当者氏名、[4]連絡先電話番号、[5]連絡先電子メールアドレスを記載ください。

(3) 受付期間

令和3年4月16日(金)17時まで

(4) 回答

令和3年4月20日(火)17時までに、電子メールにより行います。

10 公募のスケジュール

公募開始	令和3年4月6日(火)	
説明会	令和3年4月13日(火)	
質問受付	令和3年4月16日(金)	17時まで
回答	令和3年4月20日(火)	17時まで
応募書類提出	令和3年4月26日(月)	17時必着
ヒアリング	必要に応じて別途連絡	
選考結果通知	令和3年5月中旬頃	
	(予定)	

11 業務委託契約について

(1) 業務委託契約の締結

環境省は、採択された団体内で主たる業務を行う者を代表者とし代表者1社との間で業務委託契約を締結します。複数の者での共同実施を行う場合は、代表者と共同実施者との協定書もあわせて提出いただきます。

(2) 確定検査への対応及び支払金額の確定方法について

支払金額は委託契約書において定められる上限額と委託業務に要した実費のうち低い額を支払金額として確定します。委託業務に要する費用を証明する書類の提出を環境省の求めに応じて遅滞なく提出する必要があります。なお、当該書類の提出は委託業務実施中にも求める予定です。

支払対象に関し、環境省から代表者の御担当者へ確定検査受検に関する要領をお渡しいたします。主要な事項は以下のとおりです。

- ① 人件費については、当該業務に従事した時間を証明する書類を作成していただきます。
- ② 一般管理費を、直接経費から外注費を引いた額に対する一定比率として認めます。なお、一定比率については、15%を上限とし、申請者の内部規定等で定める率又は合理的な方法により算出したと認められる率を適用いたします。
- ③ 支払対象に認められる費目には制限があります。

(3) 支払金額に関する注意事項

- ① 応募者の責に帰すべき事情により、採択された事業を中止した場合、中止されるまでに要した経費をお支払いできない可能性があります。
- ② 環境省の確定検査に合格しなかった場合は、既に支払いを行った委託費の全額又は一部の額について、環境省の指示に従って返還しなければならない場合があります。

## 1.2 その他

- (1) 環境省担当官への働きかけ・陳情等により、審査の公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査及び採択対象から除外します。
- (2) 採否を問わず、審査結果に対する御意見には対応いたしかねますので、予め御了承ください。
- (3) 応募書類について、虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者の応募は無効とします。
- (4) 応募書類作成に要する費用は応募者の負担とします。
- (5) 応募書類の提出後、補足資料の提出を求める場合があります。その場合、遅滞なく当該資料を御提出ください。

以上

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、企画書等の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

- ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

- ア 暴力的な要求行為を行う者
- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
- オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。